契　約　書（案）

委託者（以下「甲」という）と受託者（以下「乙」という）とは、下記の条項により広報よこすか広告掲載業務に関する契約を締結する。

（目的）

1. この契約は、「広報よこすか」への広告掲載に関し、甲の業務のうち乙が代行する事項を定めるものである。

（業務内容）

第２条　「広報よこすか」への広告掲載に関し、甲の業務のうち乙が代行する事項は次のとおりとする。

（１）「広報よこすか」に掲載する広告の募集、受付、掲載料の収納

ア　広告掲載ページ、位置、枠数及び規格

広報よこすか広告掲載取扱要領第４条の規定による。

イ　広告掲載ができる者

　　広報よこすか広告掲載取扱要領第２条の規定による。

ウ　広告の範囲

市広告掲載要綱第３条の規定による。

エ　広告の掲載期間

広報よこすか広告掲載取扱要領第５条の規定による。

オ　広告掲載の申込み受付

乙は広告の申込みを広告主より受理したときは、掲載希望日の40日前までに甲に完全版下原稿を出力したものを付けて通知する。その際、甲が審査により広告主の市税納付状況調査を行うため、乙はすべての広告主から「横須賀市税調査に関する承諾書」の提出を求めること。その後、甲で審査のうえ広告掲載の可否を決定し、その結果を乙に通知する。

カ　掲載料の収納

乙は、広告主から乙と広告主が取り決めた掲載料を収納する。

キ　広告原稿の作成

広報よこすか広告掲載取扱要領第６条の規定による。ただし、電子データの仕様については次のとおりとする。

①アプリケーションはAdobe Illustrator (バージョン等は別途協議、AI、EPS形式どちらでも可)形式とする。

②書体はすべてアウトライン化されていること。

③使用画像は全てCMYK・EPS形式で、Illustratorに貼り込まれた倍率で解像度が350dpiあること（RGBファイルは不可）。

ク　広告原稿の納品

広報よこすか広告掲載取扱要領第７条の規定による。

（２）契約金額の納付

乙は毎月、○○○○○○円（消費税を除く）を、甲が指定する日までに甲が発行する納入通知書により甲に納付する。

（契約期間）

第３条　契約期間は契約の日から令和７年３月31日まで（令和６年７月号から令和７年４月号まで）とする。

（令和７年４月～９月契約）

第４条　本業務について、横須賀市議会で令和７年度予算案が議決され、かつ甲と乙が合意した場合は、令和７年４月１日から同年９月30日まで（令和７年５月号～10月号）の期間について、本契約と同内容により随意契約することができるものとする。

（委託の禁止）

第５条　乙は甲が書面をもって承諾した場合を除き、本業務を第三者に委託してはならない。

（その他)

第６条　乙は甲が第２条（１）アに規定する広告の位置を除く紙面で、公益財団法人神奈川県市町村振

興協会の広報掲載を行うことを妨げない。

第７条　この契約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、甲乙が協議して定める。

　この契約の証として本書２通を作成して、甲乙記名捺印の上各自１通を保有する。

　令和６年４月〇日

　　　　委託者　　横須賀市小川町11番地

　　　　　　　　　横須賀市

　　　　　　　　　横須賀市長　上地　克明

　　　　受託者　　○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○

代表取締役　○○○○